

# 成年後見人活動の記録

建 部 ミヤ子

## まえがき

私が成年後見人になって、判断能力が不十分な人の支援をしたいと考えたのには、主に3つの理由あった。

その一つは、長く福祉の仕事をして、判断能力の不十分な知的障害者が不利益な状況に置かれており、これに対して何の抗議や不満の意を表明できていないのではなかったのではないかと感じていた事。

二つめとしては、日本社会がかかってない高齢者社会に直面している事。特に認知症高齢者の生活と財産をどのように守れるのかという大きな社会全体の課題。

3つ目は、自分自身の両親が90歳を越え、次第に判断能力が低下し、援助が欠かせなくなっていた事。特にお金の管理には不安を覚えたらしく早い段階で預かって欲しいという意思表示があった。

そこで、平成10年に社会福祉士の資格をとった4年後、日本社会福祉士会が実施した成年後見人養成通信講座を受ける事にした。1年間にわたる講座は毎月のレポート提出、最後のスクーリング、卒業レポートの審査という内容で修了証書を手にし、成年後見人名簿登録した。しかし当時はフルタイムで働いていて時間的、立場的に後見人を受任する事はできなかった。

平成19年から実際の後見人活動を開始。19年に1件、21年に1件の計2件を後見人として受任し現在に至っている。

これまでの活動を振り返ることで今後の活動に生かしていきたいと思い、本文をまとめてみた。

## I 成年後見人制度について

### 1 類型

- ① 成年後見人・・・判断能力が欠けている人
- ② 保佐人・・・判断能力が著しく不十分な人
- ③ 補助人・・・判断能力が不十分な人

## 2 制度

- ① 法定後見制度・・・既に判断能力が不十分な人
- ② 任意後見制度・・・現在は判断能力に問題は無いが、事前措置として任意後見人を決めておくことができる

## 3 後見人となるには

- ① 親族・・・四親等以内の者
- ② 専門職（第三者） 弁護士、司法書士、社会福祉士等
- ③ 市民後見人（成年後見人制度発足当時はなかった）

## 4 成年後見人制度を利用するには

- ① 本人住所地の家庭裁判所に申立てをする。申立人は本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長などがなれる。申立て時には所定の費用がかかる。
- ② 審問 調査 鑑定が家庭裁判所の判断により行われる。
- ③ 審判 後見人制度の類型や成年後見人を選任。

## 5 成年後見人の仕事

- ① 身上監護・・・本人の病状や生活状況を踏まえた上で、これに応じた適切な病院（施設）との入院（入所）契約を結んだり、各種福祉サービスを受けるために契約を結んだりすること
- ② 財産管理・・・本人に支払われる年金等の収入を受領・管理し、また、本人の入院費用、施設費用、車椅子購入費用、生活費など本人のために必要となる費用の支出を管理し、費用支出に支障が生じないように適切に本人の財産を管理すること

## II 成年後見に選任されてからの活動の記録

以下の活動の記録はAさんの4年間の記録です。後見類型は成年後見人。

### 1 Aさんの概況（Aさんの申立人から発表について了解を得てある）

Aさんは80歳半ばの女性。高齢認知症で介護度「3」身体的な障害・持病は無い。単身世帯。

後見人選任の申立ては市の高齢福祉係の指導で弟が行った。

親族は遠方にいる弟、甥、姪。3人ともAさんの後見人はできず、第三者後見人を希望した。

成年後見人を受任当初、被後見人は在宅で各種福祉サービスを受けながら生活して

いた。

受任時は身上看護については社協が行い、後見人は財産管理を行う事になった。

しかし、受任して2～3ヵ月後、冬場となり暖房器具を使わず寒い家にいたり、配食サービスの食事も食べていなかったりという事態になった。

これを受けて関係者で話し合い、施設入所の方針が出された。

当時、特別養護老人ホームの入所は、常時入所待機者が3桁という状況で、早期の入所は危ぶまれた。しかし、関係各機関の「独居での地域生活の継続は、身体・生命の維持が危ぶまれる」という切迫した認識から短期間に入所に結びつける事ができた。

## 2 成年後見人活動の記録

この記録は、1年に一回家庭裁判所に提出した記録を固有名詞など削除してAさんが特定できないように配慮し作成したものです。

## A様 後見活動記録

- (平成21年8月から平成22年11月まで)
- 平成21年 8月 市から本ケースの後見人の依頼を受ける。  
9月 家庭裁判所で本ケースについて協議  
出席者 市 高齢介護係保健師  
地域福祉センター主査  
家庭裁判所 調査官  
後見人候補者 建部ミヤ子  
日常生活支援はこれまでどおり社会福祉協議会が行う事を確認。  
後見人は財産管理と病院や施設との契約事務を行う。
- 10月 6日 デイサービスセンターで本人に面会(調査官・保健師同道)し、  
自己紹介。
- 10月16日 後見人選任の審判。財産目録と年間収支予定表を作成提出の指示。  
(様式1, 2)
- 11月26日 法務局で登記事項証明書の交付を受ける。これは公的な諸手続きに  
必要となる。(様式3)  
金融機関に後見人選任された事の届け。  
郵貯の定期が満期の通知書が見つかる。郵便局で証書不明の解約  
について確認し所定の手続きをする。  
本人宛に届いていたN金に解約手続きを問い合わせる。(所定  
の書類を送付する)
- 11月30日 N金から手続き書類が届く。
- 12月 1日 N金に解約必要書類送付。
- 12月 8日 N金から信金に振込みの通知書が届く。  
家庭裁判所に財産目録・年間収支予定表を提出。
- 12月10日 郵便局から定期解約通知が届く。  
社協で関係者ケース会議。  
出席者 市役所高齢介護係 市役所健康福祉係  
社会福祉協議会ケアマネ 訪問介護センターヘルパー  
地域の友人  
成年後見人  
その結果一人暮らしの生活は困難であり、特別養護老人ホーム  
の入所を目指す。それまでは、年末年始や寒い時期は老人福祉

成年後見人活動の記録（建部）

施設の短期入所で様子を見ていくとの方向が出された。  
かわいがっている飼い猫の世話は地域の友人に世話を頼む。  
この時、9月の水道料異常に多いことが判り、確認をすることになる。

- 12月10日 水道局に連絡し業者を紹介してもらう  
11日に業者から点検してもらうことが決定。
- 12月14日 自宅で年末年始のショートステイを利用する施設職員の調査があり、立ち会う。17、18日にお試し利用決定。  
12日に飼い猫に引っかかれ化膿し医院受診。保険証を医療機関に提示のため出向く。
- 12月18日 水道業者に水道漏れを見てもらった結果水道管の破裂と判る。  
修理費が1～2万円かかるとの見積もり。  
修理を依頼。
- 平成22年 1月 6日 保健師から水道漏れ修理代の請求書を送るとの電話を受ける。  
1月 7日 上記請求書が届く。代金16,000円。  
社協から5日に転倒し、足の痛みがあったため整形外科に通院したと連絡を受ける。  
保険証が無く全額支払ったので、保険証を提示し払い戻しを受けてほしい。また、社協の預かり金が少なくなったので届けてもらいたいとの依頼あり。
- 1月 8日 整形外科に保険証持参。払い戻しの手続き。  
社協で作成した、サービス計画書に本人の印鑑捺印。生活費として2万円を預ける。  
信金で後見人が選任されたための手続きをする。登記事項証明書を添付。  
水道漏れ修理の設備会社に水道漏れ工事費を振込む。
- 1月12日 調剤薬局で払い戻しを受ける。
- 1月13日 配食弁当の自動引き落とし手続きについて可能なので書類を送ると社協から連絡。
- 1月14日 NHKの受信料について、解約したいと連絡をする。（テレビは古くて映らない）
- 1月19日 東北電力・水道局で自動支払い口座変更の手続き。  
郵便局で簡保の還付金受け取り手続き。
- 1月20日 郵便局に上記の手続きに必要な書類提出。

- 1月21日 NHKへ受信料解約のハガキ郵送。
- 1月22日 特別養護老人ホームへの入所が決定したと市から連絡があった。当該施設からもから本人の入所が決定したと連絡を受ける。
- 1月27日 弟から施設入所に同意し入所日には立ち会うとの連絡。2月3日の入所を希望したいとのこと。
- 1月28日 施設を訪問。入所手続きについて説明を受ける。2月3日午前10時の入所となる。
- 1月29日 入所について市役所と弟に連絡。本人は当日タクシーで入所する。タクシーの手配はヘルパーが行う。
- 2月 3日 施設入所。弟・市役所保健師・後見人が付き添う。住民票・国保を施設の住所地に異動の手続き。郵便物転送の手続き終了。東北電力に電気使用中止、水道局に利用中止の連絡をする。
- 2月24日 ショートステイ施設に利用料支払い。
- 2月26日 施設訪問。本人は婦人雑誌を見ていて穏やかに過ごしていた。時々「家に帰ります」と言い玄関まで出ることがある。猫が元気にしているかと気にかける。友人が世話をしていると伝える。安心した様子を見せる。
- 3月16日 施設訪問。サービス計画作成会議に出席。本人に合ったレク活動などに参加させてもらいたいとの意見を伝えた。
- 3月29日 施設訪問。帰宅願望が強く対応に困ることがあるといわれ、本人には会わず。
- 4月 1日 社協で預かり金の残額を受領。ショートステイ施設に利用料支払い。
- 4月 2日 葬祭会の会員の通知について出向いて内容を確認。これまでどおり継続する。
- 4月20日 施設のケアマネから連絡。2,3日前にご近所の人の面会があった。その後落ち着かなくなり家に帰りたがる。何か落ち着けるものは無いか?といわれ家にあるものを探し届けると返事をする。
- 4月21日 自宅へ。近所の人立会いで家に入る。興味を引きそうな本を2冊持ち出す。施設入所までお世話になった人にお礼をする。
- 4月23日 施設へ。本と購入した塗り絵を届ける。落ち着いて他の入所者

成年後見人活動の記録（建部）

- と談話をしていた。
- ショートステイ施設利用料支払い。
- 5月17日 施設のケアマネからまた、帰宅願望が強くなっている。一度自宅へ行ってみたいが？との提案があった。後見人としては里心が大きくなるのではないかと言い、消極的と答える。
- 5月18日 施設訪問。施設で協議し一度自宅の様子を見に行こうかと話をしている。結果については施設で全責任をもって対応する。了解する。
- 6月23日 施設訪問。6月1日に外出した。ドライブ外出であったが喜んでいて。帰宅願望は相変わらず強くある。
- 事務の担当者に15万円預ける。
- 7月 1日 介護保険負担限度額通知が届いたため施設に送付。
- 7月28日 施設訪問。事務の担当者から会計報告を受け、10万円預ける。利用料過払いがあり、返還手続きについて説明を受ける。本人の状況としては認知症が進行している。物忘れが強くなっている。タオルたたみなど気晴らしにやっている。
- 郵便貯金通帳の住所変更手続き
- 7月30日 信金本店で通帳の住所変更手続き
- 8月25日 住民票を家庭裁判所に提出（施設に住所移動していたため）
- 8月26日 法務局へ住所変更の手続き。登記事項を変更してもらう。
- 8月27日 施設訪問。事務の担当者から会計報告を受け、10万預ける。状況には変化無し。本人はタオル畳みをして穏やかに過ごしていた。
- 10月13日 施設訪問。サービス計画会議に出席。帰宅願望はあるが対応に困るほどではない。体調は首などの痛みを訴えているが湿布などで様子を見ている。これまでと同じ対応とする。
- 面会は穏やかに過ごした。
- 11月24日 施設訪問。事務の担当者から会計報告を受け、10万預ける。本人の様子は変わりなし。感染症の疑いが出た（本人でない）ため面会できず。
- 法務局で登記事項証明を交付してもらい、住民票とともに添付し郵便局の簡易保険の還付金手続きをする。
- 2週間以内に本人の口座に振り込まれる予定。

## A様 後見活動

(平成22年12月から平成13年11月まで)

- 平成22年 12月10日 施設から電話  
本人から外出の希望があった。どう対応したら良いか？  
本人の状態と施設の都合がつく範囲で対応をお願いしたいと返事。
- 12月13日 家裁に活動報告と報酬付与の申立てをする。(様式4の1～5)
- 27日 施設へ。会計報告を受ける。  
インフルエンザの予防接種は本人の健康状態から実施しないと施設の判断。  
本人と面会。これまでの病気や入院のことを繰り返し話す。落ち着いた様子であった。
- 27日 家裁から報酬付与に記載された金額の根拠について問い合わせ。社会福祉士会の平均付与額であると回答。
- 29日 家裁から報酬付与申立てに対する審判書(〇〇万円)が届く。  
本人の口座から引き落とし。
- 平成23年 1月26日 施設訪問。会計報告をうけ、15万円預ける。  
本人に面会する。変わった様子は無く家にいた時の事を話す。
- 2月25日 施設訪問。会計報告を受ける。  
本人に面会。過去の仕事のことを繰り返し話す。帰ろうとする  
と引きとめゆっくりして行ってくださいという。  
出口まで見送ってくれる。
- 3月29日 施設訪問。会計報告を受け15万円を預ける。  
介護士から変わりは無いと報告を受ける。また、ケアマネから  
気候が良くなってきたので外出計画を考えている。その際には、  
本人の希望を聞いて買い物をしたいといわれ了解。  
本人に面会。相変わらず元気で働いていた時の話を繰り返す。
- 4月 6日 サービス計画会議が施設で行われ出席。これまでの支援計画を  
継続する事になる。施設の話で本人が大学の献体登録をしてい  
る事がわかったので確認してもらいたいとのこと。確認して献  
体登録証のコピーを施設に届けて欲しいと要請される。  
すぐ、大学に確認。登録証を再交付すると回答。
- 5月25日 施設訪問。会計報告を受け10万円を預ける。ケアマネに献体登  
録証のコピーを預ける。



成年後見人活動の記録（建部）

- 本人に面会時は前回と同じく働いていた時の話を繰り返す。
- 6月 6日 施設から本人が落ち着かず相談したいと電話。  
施設へ出向く。夕方になると不安定になり、施設から出て行くとする。自宅へ帰るといふ。  
本人の居場所がわかるように室内履きにセンサーをつけたいとの要望。安全確保のために必要と思われ了解。弟にこのような事態になっていることを報告しておく。
- 6月27日 弟に電話し状況を報告。お盆に息子（甥）が帰省の予定との事で、日程が決まったら連絡をくれるように依頼。
- 6月28日 施設訪問。会計報告を受ける。  
昨日は落ち着かず帰宅を何回も口にしていた。  
面会時は塗り絵をして落ち着いていた。年金通知書を受領。
- 7月 5日 8月からの健康保険証を届ける。
- 7月26日 施設訪問。  
職員の話では夕方になると帰宅願望が強くなると報告を受ける。面会時はいつもと同じ話を繰り返す。
- 8月22日 施設から介護度再認定作業に入るがこれまでと同じでよいかといあわせ。了承する。
- 8月25日 施設訪問。会計報告を受ける。  
面会時は散歩してきた話をする。楽しそうに話し落ち着いていた。お盆は誰も面会に来なかった。
- 8月29日 施設に15万円持参。
- 9月28日 施設訪問。介護認定証を届ける。  
面会時は落ち着いて会話ができた。夕方には落ち着かなくなると報告があった。
- 10月 3日 損害保険会社から満期金の支払いについて電話。所定の手続きについて聞く。
- 10月 4日 上記の必要書類を取る。
- 10月 7日 損害保険会社に満期金支払いの手続きをする。
- 10月21日 施設訪問。サービス計画作成会議に出席。これまでの支援計画の継続となる。帰宅願望の強い時は外出や散歩で気分転換を図っていく。会計報告を受け15万円を預ける。
- 11月29日 施設訪問。会計報告を受ける。面会時はTVを見ていて話が続かなかった。これまで無かった事であった。

## A様 後見活動記録

(平成23年12月から平成24年11月まで)

- 平成23年 12月17日 家裁へ報酬付与申立て  
15日 報酬付与審判 〇〇万円  
20日 本人口座から〇〇万円払い出し  
27日 施設訪問 会計報告を受ける  
年末に姪が来訪すると連絡があった。後見人が面会したいという事を伝えてもらうよう依頼。  
本人に面会する。変わりなし。
- 平成24年 1月12日 施設でノロウイルス感染症が発生。面会を見合わせて欲しいとの文書受理。  
2月初旬 感染症収束したため面会可能となる。  
2月21日 施設訪問 会計報告を受け、20万円を預ける。  
ケアマネから12月に姪が面会に来た。後見人に連絡をもらいたいと伝言したが・・・(連絡は無く面談できず)  
本人に面会するが、落ち着かず会話が進まなかった。
- 3月28日 施設訪問 会計報告を受ける。  
面会すると喜ぶ。母親に家を買ってほめられたことや、飼い猫の事を繰り返し話す。又施設で何の心配も無くいられ、幸せだとも言う。終始穏やかに過ごす。  
聞こえが悪くなったようで、顔を見て話さないと聞こえないようだ。
- 4月16日 施設訪問。サービス計画作成会議。現状どおりの施設対応をお願いする。  
所長と一緒に面会。町の昔の話などをして喜ぶ。話が飛んだりするがなつかしむ思いが伝わってきた。  
15万円を預ける。会計担当者不在で報告は受けず。
- 5月23日 施設訪問。会計報告を受ける。  
本人に面会。家の事や飼い猫のことを繰り返し話す。
- 6月28日 施設訪問  
本人に面会する。学生の実習生と一緒に塗り絵をしていた。  
丁寧に色合いもよく塗っていた。学生と話をしている事が多いためしばらく観察をして辞去。

成年後見人活動の記録（建部）

施設では先日、家へ付き添って行ってきた。施設に戻ると出かけた事は忘れて思い出すこともないようだ。が、ひと時楽しむ事があっていいのではないかという報告がケアマネからあった。

- 6月28日 新潟市から介護保険限度額通知書が届く。施設へ郵送。
- 7月27日 施設訪問。会計報告を受け、10万円預ける。  
7月21日に施設長付き添いで町の割烹に出かけ、なじみの人たちと会食をした。嬉しそうな時間を過ごしたとの報告があった。面会時は同じふるさと出身者の方と話をしていた。話がかみ合っていないがお互いに相槌を打って楽しそうであった。
- 8月28日 施設訪問。  
スタッフから「帰宅願望は相変わらずあるが、散歩など気分転換をする事で落ち着いている」と報告があった。  
本人はエプロンたたみをしながら、町で働いていた事を繰り返し話す。
- 9月28日 施設訪問。会計報告は受けず。10万円預ける。  
本人は台布巾たたみをしていた。やり方は丁寧で上手である。  
カレンダーを見ながら季節の花の話をする。
- 10月12日 施設訪問。サービス計画作成会議。  
大きな変化がないので今までどおりのケア計画とする。  
後見人の方からは聴力が低下しているようなので対応に配慮して欲しい旨伝えた。
- 11月17日 施設訪問。10万円預ける。  
平成26年度からの経営者の変更についての説明会に出席。経営者が変わっても支援内容は低下しないという内容であった。
- 11月29日 施設訪問。家族への講演会[見取りの介護]を聞く。これからは小規模な施設で地域密着の介護が望ましいという内容だった。  
会計報告を受ける。  
スタッフから本人は変わりなく過ごしているとの報告であった。（時間が夕方であったため、面会はひかえた）

## A様 後見活動記録

(平成24年12月から平成25年11月まで)

- 平成24年 1 2月 4日 年金額通知書を後見人に送付してもらうための手続きについて年金事務所に問い合わせる。  
後見人に送付の手続きが必要といわれる。
- 1 2月 5日 法務局で後見人登記事項証明を取る。  
年金事務所で年金証書再交付と後見人宛の関係書類の送付依頼の手続きをする。
- 1 1日 家裁へ報酬付与申立て
- 1 8日 報酬付与審判 〇〇万円
- 2 5日 本人口座から〇〇万円払い出し
- 2 7日 施設訪問 会計報告を受け、10万円を預ける。  
本人に面会する。エプロンたたみをしていた。うちにいるような話をしたり、施設にいると心配ないといった話が混乱している。所長付き添いで昔なじみのところに食事に出かけたというが記憶は残っていなかった。
- 平成25年 1 月 2 9日 施設訪問。会計報告を受ける。  
冬場になってやや帰宅願望が少なくなって落ち着いている。
- 2 月 2 5日 施設訪問 会計報告を受け、15万円を預ける。  
ケアマネから変化無く過ごしているとの報告があった。
- 3 月 2 7日 施設訪問 会計報告を受ける。  
声をかけるが聞こえないようで近づくとようやく気づいた。聞こえが悪くなったようで、対面で話さないと聞こえないようだ。自身が年齢が80歳過ぎた事に驚いている。  
姪からプレゼントが届いたが、(身内の人に)内緒にしておいて欲しいと姪からケアマネに連絡があった。
- 4 月 1 6日 施設訪問。サービス計画作成会議。現状どおりの施設対応をお願いする。
- 5 月 2 7日 施設訪問。会計報告を受け、10万円を預ける。  
本人はリハビリ中であった。身体の動きはよい。家の事や飼い猫のことを繰り返し話す。  
帰宅願望が強くなり、昨日などは荷物を持って1階まで出て介護員に連れ戻された。

成年後見人活動の記録（建部）

- 6月 1日 大学白菊回想会に出席。88歳の祝にバームクーヘンが届いたため施設に届ける。皆さんで祝いたいとのこと。
- 6月26日 施設訪問。会計報告を受け、15万円を預ける。  
係長から自宅に固定資産税がかかるのではないかと質問があったが、不動産については弟にまかせてあることを伝える。  
本人に面会する。自宅で過ごした頃のことを繰り返し話す。  
面会人があることを喜んでいるようであった。
- 7月上旬 市から介護保険限度額通知書が届く。施設へ郵送。
- 7月29日 施設訪問。会計報告を受ける。  
面会は最近帰宅願望が強く落ち着かないという事で、しなかった。
- 8月 7日 施設訪問。  
介護認定申請書類作成のため、本人の印鑑を持参し捺印。  
介護度についてはこれまでどおり「3」を申請する。
- 29日 施設訪問。会計報告を受ける。  
本人に面会。昨日買い物に出かけたというが本人は記憶していなかった。  
町で働いていた事を繰り返し話す。
- 9月16日 施設訪問。敬老会行事に参加。本人は88歳という事で皆さんに祝を言われてにこやかに過ごしていた。会計報告は受けず。15万円預ける。
- 10月 6日 介護保険証を施設に郵送
- 18日 施設訪問。サービス計画作成会議。  
大きな変化がないので今までどおりのケア計画とする。
- 29日 施設訪問。会計報告を受ける。  
面会はしなかった。スタッフからは変わらないとの報告であった。
- 11月29日 施設訪問。  
会計報告を受ける。  
本人に面会。エプロンたたみをしていた。自分がやらないと困る人がいるのでと得意そうな表情であった。  
スタッフの話では最近気分の変動が大きい。又聞こえが悪いので視野に入るようにして話しかけているとの報告があった。

### Ⅲ 成年後見人がやらなければならない仕事の内容

- 1 1年毎に活動記録や財産状況・収支報告書を家裁に提出。その時に報酬付与申立ての手続きも行う。
- 2 社会福祉士会～ばあとなあ～に年2回活動報告をする。様式(5の1～4)
- 3 社会福祉士会が行う研修会に年2回以上参加する。
- 4 毎月被成年後見人に面会し本人の状況を把握し必要な意見を伝える。
- 5 社会福祉賠償責任保険に加入  
等が求められている。

### Ⅳ 成年後見の課題

- 1 認知症高齢者の人権をどうやって守るか。

後見人として適切な財産管理は言うまでもないが、本人の自宅で暮らしたいという願望と、身体・生命の安全確保をどのように判断し援助するか悩ましい問題である。

このケースでは、生命優先と考え(関係者が)施設入所を選択したが、日々帰宅したいという訴えには心が乱され答えが今も見つからない。

平成25年に法が改正されたが被成年後見人には選挙権が無かった。人権を無視した法律と思っていたので、改正により選挙権が復活した事は評価したい。娘の後見人であった父親の粘り強い訴えが実ったものである。

- 2 関係機関との連携を図ることの重要性

本ケースを受任当初は自宅で生活していた。このときは地域の市役所、社協、ヘルパーさんとそれぞれ役割を分担し、活動をしていた。しかし、思わぬ怪我や家屋の故障、公共料金法金の支払いなど後見人が対応しなければならない事案が多く負担が大きかった。この時は、間をおかずに関係者と連絡を取り合うことが重用であった。

施設入所後は、受任時の仕事であった財産管理に集中できるようになった。面会のたびにケアマネをはじめとする職員に様子を聞くようにした。また、互いに電話連絡を欠かさないようにしている。

- 3 財産管理の怖さを自覚して仕事をする。

被後見人の財産を把握し適正に管理する事が求められているが、残念な事に1年に一回ほどは不適切な管理、つまり不正流用がニュースになっている。それも弁護士や、社会福祉士という専門職の後見人が行ったものである。多額の現金の支出が後見人の意のままに行われる事になるが、これについては強い意思を持って仕事をしなければならない。そのためにも家裁や福祉士会への定期報告が欠かせない。これにより自身

の活動を自覚することが可能となる。

#### 4 第3者成年後見人の不足

法定成年後見人へのニーズは高齢者の増加とともに多くなっている。新潟県内の後見人登録候補者は約370人。これに対して後見人選任の年間申立件数は約600件となっている。最近では親族と第三者後見人の件数はほぼ半々となっている。人材の確保策として市民後見人の育成が始まっているが、県内では後見人選任にまで至っていない。

#### 5 認知症被後見人との関わりの難しさ

毎月面会するが顔や名前を覚えてもらえない事はもちろんのこと、時にはうるさいと怒鳴られたりする。このような時は帰る足取りが重くなってしまう。

しかし、時には笑顔で迎えられよく来てくれたと喜んでもらえる。こんな時は若い頃の話をしてくれて、楽しいひと時をプレゼントされた気持ちになるのだが・・・

認知症高齢者と向き合うときはできるだけ気長に、そして決めつけない姿勢を心がけ、また高齢者に尊敬の念を持ちながら関わっていくことが求められる。

## V あとがき

成年後見人を受任して6年がたった。

時間をやりくりしながらの活動であり、しっかりと被後見人に寄り添ってこれたとは言えないが、施設で適切なケアを受けていることにひとまず安心している。

この間、相次いで両親を見送ったが、後見人の仕事から両親への接し方、反対に両親から被後見人への関わり方を学ぶことができたと思っている。例えば同じ話に根気強く付き合うことや認知症の方が不安感を持っている事などが理解できるようになった。

高齢認知症の後見人の最後の仕事は最後の見送りにある。身近に親族がいないことや関わりを拒否している親族に最後の見送りは期待できない。「その時」に備え、後見人としてやらなければならない事項について学んでいかなければならないと考えている。

また、人は最後には誰かの手を借りて生活し最期を迎えることになる。このような時どのような形で援助・支援を受けるのか大きな課題となる。親族による公的サービスによるかなどを意思能力のある間に考えておかなければならないと実感した。

成年後見人制度が生まれて約15年。制度ができたことで満足してられない現状もある。たとえば先に書いたように選挙権失うことがあったり、医療行為に対する同意権がないことや、死後の事務の進め方など現場の仕事に困難をきたしている現状もある。使いやすく、判断能力が低下した人への支援に、より生きた制度とるように活動を続けていきたい。

今しばらくは後見人活動を続け、高齢者福祉に少しでも役に立ちたいと願っている。

最後に、他の一例についての概況を（参考資料1）つけた。これは、平成24年10月に社会福祉士会の成年後見人養成講座で発表した事例です。

#### 参考文献

日本社会福祉士会 成年後見人養成研修テキスト 上・下巻  
成年後見人Q&A 家庭裁判所  
東京家庭裁判所ホームページ「選任後の手続き」  
日本社会福祉士会会員専用サイト ぱあとなあ活動報告参考様式



## 資料 1

成年後見人事例 財産管理～確定申告を必要とする事例について～  
ばあとなあ新潟 建部ミヤ子

### 1 被後見人の概況

氏名 A Bさん（90歳代半ば）元教員  
住所 C市（特別養護老人ホーム内）介護度 4  
家族 単身世帯（県内に従兄弟がいるが疎遠となっている）  
財産 不動産はない 共済年金（障害加算）を受給  
後見人選任 H18年6月 但し現後見人は H19年9月から。  
利用後見人制度の類型 成年後見

### 2 後見人選任までの経過

H17年同居の弟が死去、単身生活となる。本人は認知症で要介護4であった。  
親族はS. Kさんへの援助協力はできないと回答  
申立ての理由 財産管理を中心とした後見活動をお願いしたい。  
H18年6月後見人選任（申し立てはC市長）。当時は療養型病院に入院中。  
H18年9月現入所中の特別養護老人ホーム入所し現在に至る

### 3 被後見人の現在の状況

健康面 糖尿病がありカロリー制限食（1300カロリー）その他は安定している。  
情緒面 不穏になる事が多く夜中に大声を上げることがある。  
認知面 後見人を認識できない。面会人は後見人の他無いが不満を言う事はない。  
面会状況 後見人選任以降面会はない。後見人からの連絡も拒否している。  
身上監護 主に入所施設で行っている。年2回ケアプラン作成に後見人は参加し意見や意向を述べている。

### 4 財産管理の状況

収支について 収入は年金のみ。支出は施設利用料が中心である。毎年100万円超の黒字となっている。  
財産の管理 通帳1冊にして管理（定期預金を含む）銀行の貸金庫を利用。  
年1回、家裁への報告と報酬付与の申立てをする。  
確定申告について 毎年確定申告の時期に実施。  
本事例の場合用意する書類  
共済年金源泉徴収票 公的保険料証明書 施設利用料証明書（利用料の半額が確定申告対象となる）  
医療費領収書（1年分を表にして持参するとスムーズに進む）

### 5 後見人として（今後の課題）

受任当初数百万円だった通帳残額が現在はかなりの額になっている。被後見人のために利用できる事がないか施設と話し合っている。しかし食事制限があり、外出も被後見人が望まずままならない。  
今後も確実な管理とともに被後見人のQOLの確保について考えていきたい。

様式1

(選任時一初回報告用)

平成 年 月 日 第 号

財産目録(平成 年 月 日 現在)

1 不動産

番号	所在地、種類、面積等	備考(支拂事項等)

2 預貯金、現金

番号	金融機関名、口座番号	種類	申立時( )金額	今回( )金額	備考(支拂事項等)
現金・預貯金総額			円	円	
申立時との差額			円	円	

3 その他の資産(保険契約、株券、各種金銭資産等)

番号	種類(証券番号等)	金額(数量)	備考(支拂事項等)

4 負債

番号	種類(債権者)	金額(円)	備考(支拂事項等)
負債総額		円	

知事( )及び( )等「財産目録」を作成する方法( )様式( )上記形式の報告書を作成した旨、

知事( )に届出使用した旨、書面( )に提出し、届出( )に使用した旨、

平成 年 月 日

作成者氏名

印

様式2

平成 年 月 日

平成 年 家 第 号

### 被後見人等の年間収支予定表

（年 額 で 書 い て く だ さ い。）

**1 被後見人等の収入** （年金決定書 確定申告書等を見ながら書いてください。）

種 別	名称・支給者等	金 額(円)	入金先通帳・口座等
年 金	厚生年金		
	国民年金		
合 計			

**2 被後見人等の支出** （納税通知書 領収書等を見ながら書いてください。）

品 目	支払先等	金 額(円)	口座・使用通帳等
生 活 費			
療 養 費			
住 居 費			
税 金			
保 険 料			
そ の 他			
合 計			

※収支が赤字となる場合は、この枠内に対処方針を記載してください。

様式3

登記事項証明申請書

(成年後見登記用)

任務局 第 下

平成 年 月 日申請

収入印紙を貼付してください

収入印紙(1000円)を貼付してください

登記される方 (成年後見人) 氏名 住所

登記される方 (成年後見人) 住所

- 1 成年後見人 1 成年後見人 2 成年後見人 3 成年後見人
2 成年後見人 1 成年後見人 2 成年後見人 3 成年後見人
3 成年後見人 1 成年後見人 2 成年後見人 3 成年後見人
4 成年後見人 1 成年後見人 2 成年後見人 3 成年後見人
5 成年後見人 1 成年後見人 2 成年後見人 3 成年後見人

収入印紙は1通につき550円です

成年後見人 (成年後見人) 氏名 住所

収入印紙は1通につき550円です

成年後見人 (成年後見人) 住所

収入印紙は1通につき550円です

成年後見人 (成年後見人) 住所

●登記記録を特定するための事項

本人の氏名 (成年後見人等)

住所 (成年後見人等)

出生年月日 (成年後見人等)

職業 (成年後見人等)

婚姻の有無 (成年後見人等)

収入の状況 (成年後見人等)

資産の状況 (成年後見人等)

借入方法等 (成年後見人等)

登記記録を特定するための事項

注意

成年後見人活動の記録（建部）

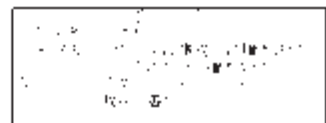
様式4-1

		成年後見人 保佐人 補助人 未成年後見人 監督人 成年後見 保佐 補助 任意後見 未成年後見人に対する報酬計算申立書	
氏名 〒 住所 電話番号	氏名 〒 住所 電話番号		
申立人 〒 住所 電話番号		年 月 日	
申立理由 別添報償計算申立事情説明書の上記		申立人の職名 申立人に対し、相当額の報酬を支払うとの旨を定める	

1 申立人に対し、  
 就任の日 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
 報酬として、本人の財産のうち 月 0,000 円 内限 を支払う

2 本総費用は、申立人が負担する  
 平成 年 月 日  
 東京家庭裁判所 家事第1部 書記官

裁判官



様式4-2

届本事件番号 字戊\_\_\_\_年\_\_\_\_第\_\_\_\_号 本人 \_\_\_\_\_

**報酬付与申立事情説明書**

1 別紙財産目録のとおり、届書時点で管理する財産（流動資産）額は次のとおりである。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 預貯金等          | 金_____円     |
| ② 株等（時価で算出したもの） | 金_____円     |
|                 | 総額計、金_____円 |

①②の欄に記入がない場合は、

2 報告対象期間の収支  
 就職の日 \_\_\_\_\_ 終了の日 \_\_\_\_\_  
 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

本人の収入は \_\_\_\_\_ 円（「黒字」「赤字」がある）

3 付加報酬を請求する  
 請求の事由  
 後见人等は本人の行為、特に任意の行為、又は付加報酬を請求する  
 職務行為（本人を代表した）又は同意した行為により、付加報酬を請求する

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| ① 訴訟・調停・家事審判   | （本人が得た利益） _____ 円           |
| ② 調停・訴訟外の示談    | （本人が得た利益） _____ 円           |
| ③ 遺産分割協議       | （本人取得額） _____ 円             |
| ④ 保険金請求        | （本人取得額） _____ 円             |
| ⑤ 不動産の処分・管理    | （委託代金金額、対象期間の管理費月額） _____ 円 |
| ⑥ その他（ _____ ） |                             |

詳細は別紙のとおり

事由①～⑤の行為を行う、付加報酬を請求する場合は、資料を添付してください。

様式4-3

（基本事件 平成 年(家)第 号 成年被後見人 )

後見事務報告書

平成 年 月 日

報告者(成年被後見人) \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

1. 被後見人の住所、氏名、健康状態などの生活状況

(1) 現在被後見人が居るところは、

施設(施設の名前) \_\_\_\_\_

○ 自宅

近いところ(以下の場合、変更の不定がある)

※住民票の変更の有無(○あり(住民票の写しを添付してください) □なし)

(2) 被後見人の健康状態

問題ない □ 以下のとおり

2. 被後見人の財産の内容は、

変更していない □ 以下の部分が変更あり

近いところは以下のとおり、変更の不定がある

3. 被後見人の生活や財産について、他に報告したいことは、

なし □ 以下のとおり

次のページにも報告事項がありませ

報告日、以上の事項がなです

様式4-4

(継続報告用)

財産目録(平成 年 月末日 現在)

1 不動産				
区分	所在地(土地、建物)	面積(㎡)	取得年月日	
2 預貯金、現金				
種別	金融機関(支店)	種別( / )金額	合計( / )金額	取得年月日
現金・預貯金総額		円	円	
		前区との差額	円	
3 その他の資産(保険契約、株券、各種金貯蓄等)				
種別	内容	金額	取得年月日	
4 負債				
種別	内容	金額	取得年月日	
負債総額		円		

※ 前区とは、前回の報告書に記載した財産目録の区別を指し、前区との差額は、前区との増減額を指す。

※ 取得年月日は、取得した日(取得した日がない場合は、取得したと推定される日)を記載する。

代表取締役





様式5-1

名簿登録・様式3  
活動報告・様式1

名簿登録申請書(更新申請)及び成年後見(監督)活動報告書

名簿登録申請書(更新申請書)(名簿登録・様式3)

届出日:西暦 2014年 月 日

名簿登録更新申請	<input type="checkbox"/> ばあとなあ名簿登録を更新します		
氏名	受託者番号	所属都道府県士会	
自宅住所	〒( )		
自宅TEL	自宅FAX		
活動地域	<input type="checkbox"/> 所属都道府県士会内、 <input type="checkbox"/> 所属都道府県士会外(都道府県名 )		

成年後見(監督)活動報告書(活動報告・様式1)

1. 累計件数

(2000年4月から届出年の1月31日までの受任・終了・辞任、現在の活動件数を記入ください)

項目	これまでの受任件数①	終了・辞任件数②	現在の活動件数③=①-②
法定後見	件	件	件
後見監督人・任意後見監督人	件	件	件
任意後見契約	件	件	件
合計	件	件	件

2. 現在の活動状況

(1)報告は、届出年の1月31日現在の件数を報告してください。(上記③と一致)

(2)個別報告1~3を添付してください。

成年後見人等 (個別報告1)	1. 成年後見人等として活動中である	
	(1)後見	件
	(2)保佐	件
成年後見監督人 任意後見監督人 (個別報告2)	1. 成年後見監督人として活動中である	
	(1)後見監督人	件
	(2)保佐監督人	件
任意後見人等 (個別報告3)	(3)補助監督人	件
	2. 任意後見監督人として活動中である	件
	1. 任意後見契約のみ締結	件
	2. 任意後見契約と任意代理契約を平行して締結	件
その他	3. 監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中	件
	4. 任意代理契約のみ締結している	件
その他	<input type="checkbox"/> 現在は活動を行っていない	

- 本紙はばあとなあ名簿登録更新申請される場合にお使いください。
- 名簿登録更新申請は、毎年2月1日より2月末日までの間に提出ください。また、名簿登録更新申請の際、活動報告書も提出ください。
- 名簿登録事項に変更がある場合、「ばあとなあ名簿登録内容変更申請書」も提出ください。

成年後見人活動の記録（建部）

様式5-2

個別報告 1-1

【成年後見人等】委任者は毎回記入ください 報告日：2011年 月 日

報告者 成年後見人等	受託者番号 氏 名	都道府県士会
---------------	--------------	--------

1、概要（毎回記入してください）

ケース番号	氏名： 性別： 年齢： 住所： 電話番号：		
報告種別	1 新規 開始 2 定期 開始 3 終了 4 引継ぎ 終了 5 辞任	終了・辞任の年月日： 西暦： 年 月 日 引き継ぎ 終了の年月日： 西暦： 年 月 日 終了・辞任の理由	
本人の状況	性 別	1 男性 2 女性	年 齢 代 表 的 職 業
	判断能力の障害の種別	1 認知症高齢者 2 知的障害 3 精神障害 4 その他	
	現在の居住地	1 在宅 2 施設 3 施設 4 その他	
	資産状況	1 生活保護受給世帯 2 住民税非課税世帯 3 その他	
申立人の状況	申立人	1 本人 2 親族（本人との関係） 3 初任担当（初任の場合） 4 家族の職権 5 法定代理人（後見人等） 6 任意後見人 7 その他	
	監守費	1 有 2 無 3 不明	
審判の状況	審判の種別	1 審判 2 承認・支度	
	審判の年月	西暦： 年 月	
	知 照 型	1 成年後見 2 保佐 3 補助	
	涉及後見 後見監督人	1 有 2 無 3 有（後見の相手） 4 有（事務分掌の有無） 5 有（ ） 6 有（ ） 7 有（監督人の職業）	
報酬の状況	報酬目録	1 報酬目録申立書（ ） 2 申立書 3 報酬目録申立書（ ）の理由を下記に記入 ① 委任が 年未満である ② 被後見人等の資力が十分に報酬の調停がない ③ 申立書に 記載の報酬金に必要と認められるものがない ④ その他（具体的に）	
	取扱い方針	1 報酬目録 1 支払 2 支払 3 支払 4 支払 5 支払 6 支払 7 支払	
成年後見制度利用支援事業等の利用状況	成年後見制度利用支援事業の適用を受けている ① 1 申請経費の助成を受けている 金額：円 未確定 2 ② 助成助成を受けている 金額：円 円		
備 考			

様式5-3

個別報告 1-2

報告者氏名 \_\_\_\_\_

ケース番号 No. \_\_\_\_\_

2、申立～選任の経緯 初回報告のみ記入ください

1. 本人が申立人として申立を行った場合は、本人の経歴を、2. 本人が被告となつた場合は、その経歴を、3. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、4. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、5. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、6. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、7. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、8. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、9. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、10. 本人が被告となつた場合、申立人として申立を行った場合は、その経歴を、

申立・選任時の 本人の状況	
申立理由・経緯	
選任の経緯	
復讐計画	
代理人・取調官 の名称 ・連絡先・保座 の状況	

申立の審判までの期間: 約 \_\_\_\_ 月

成年後見人活動の記録（建部）

様式5-4

個別報告 1-3 受任者は毎回記入してください

報告者氏名

ケース番号 No.

4. 本人の現況および後見活動の内容（毎回記入ください）  
 （該当項目にチェックが入った場合は必ず具体的状況を記載してください）

本人の年齢、性別、 婚姻の有無、 現在の居住地	夫婦関係は、 満年齢の月間計 〇 回	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
本人の身体状況 （身体障害）	身体障害の有無は、 1 あり 2 ない	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
経済状況 （収入）	収入は、 1 豊富である 2 平均である 3 赤字である	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
報告者と本人との 関係（任意）	本人との関係は、 1 良好である 2 良好ではない 3 その他（具体的に記述）	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
報告者と親族との 関係（任意）	親族との関係は、 1 良好である 2 良好ではない 3 その他（具体的に記述）	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
報告者と親戚との 関係（任意）	親戚との関係は、 1 良好である 2 良好ではない 3 その他（具体的に記述）	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
報告者と関係者 （任意）との関係	関係者との関係は、 1 良好である 2 良好ではない 3 その他（具体的に記述）	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
その他、活動上の 課題	報告者または本人の課題は、 1 あり 2 ない	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す
現在の後見活動 （任意）	身上総護、財産管理に関する 1 任意の範囲・内容 2 任意の範囲・内容	任意で「1」の各項目は、「1」に「○」を付す